

平成 26 年 6 月 6 日 環境・建設委員会

○小林委員 私からも、このたびの陳情について何点かお伺いをさせていただきます。

このたびの陳情の願意は、土壤汚染対策工事により発生している異臭を拡散させないよう対策を講ずるよう指導すること、異臭を完全に封じ込めて拡散させないようにするまで工事を中断するよう指導することの二点であります。全体の建設工事の期間が三年以上と長期に及ぶことや、近隣の方々に不快感を与えてしまう感覚公害が発生したことから、近隣住民の方々のご理解をいただきながら工事を進めることが大切であると思います。

この観点から、三点ほど確認をさせていただきます。

まず、土壤汚染対策工事を行う場合の近隣住民の方々への周知について、法律や条例でどのように規定されているのか、お伺いいたします。

○島田環境改善技術担当部長 環境確保条例に基づく調査や対策等の方法を定めた東京都土壤汚染対策指針では、対象地の周囲の見やすい場所に土壤汚染対策工事に関する内容を事業者が掲示することを規定しております。その内容とは、汚染の状況、対策を行う区域、対策の方法、対策の開始及び終了の時期、工事中に実施する環境保全対策、対策の進捗状況、問い合わせ窓口でございます。

○小林委員 ただいまのご答弁で、東京都土壤汚染対策指針の中で、対象地の周囲の見やすい場所に工事に関する内容を事業者が掲示することを規定しているとのことでしたが、対象地にもこのような看板が設置されているのでしょうか。また、設置されているにしても、看板という限られたスペース、また媒体だけでは、工事内容を十分周知することはできないのではないかというふうに思います。

工事内容に関する看板の設置状況と、福山通運株式会社並びに五洋建設株式会社は、近隣住民の方々への周知と説明を看板以外の方法でも行っているのでしょうか、お伺いをいたします。

○島田環境改善技術担当部長 福山通運株式会社及び五洋建設株式会社は、対象地の周囲二カ所に先ほどご答弁した内容を示した看板を設置し、近隣住民の方々に工事の概要について周知しております。都は、立入検査の際に、この看板の記載内容について確認をしております。

また、五洋建設株式会社は、ターミナル棟建てかえ工事に関する近隣住民の方々への説明会を定期的を開催し、土壤汚染対策工事や悪臭対策に関する説明を行っているほか、ビラの掲示や配布により周知、説明を行っていると聞いております。

○小林委員 工事現場において近隣の方々が不安を感じて、私もご相談をいただくことが多々ございますけれども、このような問題の解決のためには、事業者が近隣住民の方々に対して積極的に情報提供したり、丁寧に状況を説明し、不安を少しでも払拭していく誠意の積み重ねが大事であると思います。

事業者による近隣住民の方々への適切な情報提供が行われるよう、都としてもさらに事業者に指導すべきと考えますが、見解を伺います。

○島田環境改善技術担当部長 これまで、福山通運株式会社及び五洋建設株式会社が実施しました土壌汚染に関する調査結果や現地で測定した悪臭の測定結果等を近隣住民の方々に対して積極的に公開することを指導してまいりました。

また、近隣住民の方々から、事業者が測定した調査結果等は信頼できないとのご指摘もいただきましたが、これに対しましては、公的に認められた環境分析機関が測定した結果であることを説明してまいりました。

今後も、福山通運株式会社及び五洋建設株式会社に対しまして、近隣住民の方々のご理解が得られるよう、さらに適切な情報提供や説明を行うことを指導してまいります。

○小林委員 適切な情報提供と説明、これは大変重要なことですので、福山通運株式会社及び五洋建設株式会社に対して、異臭の防止対策を確実に実施するとともに、近隣住民の方々に対し対策状況をしっかりご説明できるように、さらに指導をお願いいたしまして、質問を終わります。